

栃木市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果の報告を次のとおり公表します。

令和7年3月27日

栃木市監査委員 福 地 武 司

栃木市監査委員 浅 野 貴 之

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の期間

令和6年12月18日から令和7年2月14日まで

第3 監査の対象

1 対象団体

指定管理者	施設名称	所管課
一般社団法人下都賀郡市医師会	栃木地区急患センター	健康増進課
株式会社大高商事	栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）	商工振興課
環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体	栃木市栃木勤労青少年ホーム	
	栃木市勤労者体育センター	
	栃木市大平勤労青少年ホーム	

2 対象事務

令和5年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を対象とする。
なお、必要があると認めるときは、現年度の事務事業も対象とする。

第4 監査の着眼点

1 指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行が適正に行われ、指定管理施設の設置目的に沿った効果的な運営に努めているか。
- (2) 指定管理施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。また、経費節減に努めているか。
- (3) 所管課は、適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。また、効果を検証しているか。

第5 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、対象団体及び所管課にあらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類につき閲覧及び突合の手续により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

第6 監査の結果

【指定管理者】

1 一般社団法人下都賀郡市医師会（栃木地区急患センター）

(1) 団体概要

日本医師会及び栃木県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的としている。

(2) 令和5年度の収支状況

指定管理業務

(単位:円)

収入		支出	
項目区分	決算額	科目	決算額
医業収益	92,701,011	医業費用	107,109,469
診療収入	92,615,211	(1) 人件費等	69,614,833
その他医業収入	85,800	①常勤職員給与	12,555,330
医業外収益	504,000	②非常勤職員給	57,059,503
雑収益	307	ア医師	41,679,944
委託料収入	43,900,000	イ看護師	8,132,890
		ウ薬剤師	4,545,261
		エ事務員	2,701,408
		③その他給与費	1,550,224
		(2) 材料費	23,702,074
		薬品費	22,991,670
		診療材料費	710,404
		その他	0

		(3) 経費	12,242,338
		福利厚生費	93,865
		旅費交通費	0
		通信運搬費	739,873
		消耗品費	871,134
		会議費	2,573,864
		光熱水費	1,185,607
		修繕費	0
		手数料	132,070
		委託料	1,605,751
		図書費	70,780
		広告宣伝費	303,600
		雑費	594,676
		租税公課	1,801,400
		減価償却費	2,257,818
		その他	11,900
		医業外費用	6,553,800
合計	137,105,318	合計	113,663,269

収支差引 23,442,049 円

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木地区急患センターの管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

2 株式会社大高商事（栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら））

(1) 団体概要

指定管理者制度に基づく公の施設の運営及び管理受託その他の定款に挙げられた業務を行うことを目的としている。

(2) 令和5年度の収支状況

ア 指定管理業務

(単位:円)

収入		支出	
項目区分	決算額	項目区分	決算額
指定管理料	15,499,000	仕入高(物産)	895,500
利用料金	6,604,702	人件費	15,708,928
物産	8,025,396	旅費交通費	0
		通信運搬費	445,447
		使用料	148,813
		賃借料	1,072,692
		委託料	1,633,524
		保険料	146,710
		修繕費	397,210
		光熱水費	5,666,745
		車両維持費	230,160
		消耗品費	204,452
		租税公課	10,300
		事務用品費	43,197
		備品	259,776
		印刷製本費	147,133
		手数料	70,463
		その他一般管理費	1,294,112
		予備費	45,520
合計	30,129,098	合計	28,420,682

収支差引 1,708,416 円

イ 自主事業

(単位:円)

収入		支出	
項目区分	決算額	項目区分	決算額
BOX マーケット	267,352	ふるさと納税算入経費	0
スマイル宅配便	23,800	自主事業消耗品費	0
ふるさと納税手数料収入	0	自主事業送料	0
自主事業イベント	35,908	イベント予算費	260,268
その他	25,566	イベント人件費	200,000
合計	352,626	合計	460,268

収支差引 △107,642 円

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正

又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

(ア) 緊急連絡網の整備について

危機管理体制の状況確認のため、緊急時用の連絡網の提出を求めたところ、「緊急組織体制」として書面化されていたのは、指定管理者、市所管課及び消防・警察等の関係機関相互の関係性を矢印で示したものとどまり、連絡先電話番号や担当者氏名等が表示されていなかった。

危機管理体制としての緊急時の連絡網は、誰が対応しても、迅速かつ遺漏なく情報が伝達できるよう確立されている必要がある。具体的には、連絡の対象及び電話番号等が明示されていることに加え、書面化等により情報が共有されていることが必要であるところ、本件においては、提出のあった「緊急組織体制」には電話番号等が示されておらず、緊急時に対応できるものとは認められない。よって、事務処理が適切を欠くと認められる。

(イ) 指定管理業務に係る年度収支実績報告について

指定管理業務に係る年度収支実績につき「物産」の収入額が計上されており、当該金額の内訳について確認したところ、「物産」の収入とは、受託販売に係る手数料収入相当額であり、実際の受託販売額は、かかる手数料相当額を大きく上回るものであった。

年度収支実績は、指定管理者が実施した業務の実態を収入支出の面から明らかにするものである。このため、受託販売を行っている場合には、まずは実際の販売額の総額を明らかにした上で、そこから生じた手数料額を計上するものでないと、業務の実態を把握することは困難である。特に、当該受託販売は、指定管理者が行う業務の中心を占めるものであり、正確な報告が強く求められる。よって、事務処理が適切を欠くと認められる。

以上の2点について、措置状況の報告を求めるので、是正又は改善のための措置を検討していただきたい。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

3 環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体(栃木市栃木勤労青少年ホーム)

(1) 団体概要

栃木市栃木勤労青少年ホーム、栃木市大平勤労青少年ホーム及び栃木市勤労者体育センターの管理運営業務を指定管理者として共同連帯して営むことを目

的としている。

(2) 令和5年度の収支状況
指定管理業務

(単位:円)

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	16,391,000	人件費	11,098,633
事業収入	28,000	職員基本給	9,672,313
その他収入	93,500	法定福利費	1,426,320
雑収入	32	退職給付費用	0
		事務経費	4,226,484
		報償金	1,988,000
		旅費	13,310
		消耗品費	24,592
		光熱水費	775,821
		維持管理修繕費	254,430
		医薬材料費	5,324
		通信運搬費	51,141
		手数料	2,200
		業務委託料	719,392
		使用料	80,073
		賃借料	46,273
		備品購入費	0
		負担金	20,000
		福利厚生費	5,928
		事務費	240,000
		イベント開催費	117,581
		消耗品費	105,781
		保険料	1,800
		賃借料	10,000
合計	16,512,532	合計	15,442,698

収支差引 1,069,834 円

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市栃木勤労青少年ホームの管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

損害賠償保険契約書等の写しの市所管課への提出について

基本協定書第31条において、指定管理者は、損害賠償保険への加入（第1項）及び保険契約書等の写しの市所管課への提出（第3項）が義務付けられているところ、保険には加入していたものの、保険契約書等の写しは提出されていなかった。

保険契約書等の写しの市所管課に対する提出が義務付けられている意義は、保障内容を含む保険加入状況を、市所管課において把握しておく必要があるためと解されるところ、かかる提出がなされていなければ、当然、これが達せられない。また、基本協定において明文をもって指定管理者に義務付けられた提出が履行されていない状況は、指定管理者はもとより市所管課において、ともに注意義務に反するものと言わざるを得ない。よって、事務処理が適切を欠くと認められる。

以上の点について、措置状況の報告を求めるので、是正又は改善のための措置を検討していただきたい。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、「利用登録料」の取扱い及び指定管理者において作成した「施設管理運営事務マニュアル」における表記内容の不備について、適切に対応するよう指定管理者に指導した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

4 環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体（栃木市勤労者体育センター）

(1) 団体概要

3(1)と同じ。

(2) 令和5年度の収支状況

指定管理業務

(単位:円)

収入		支出	
項目区分	決算額	項目区分	決算額
指定管理料	1,467,000	人件費	0
施設利用料	1,197,985	事務経費	2,688,808
その他収入	54,083	報償金	0
		旅費	0
		消耗品費	34,024
		光熱水費	590,035
		電気料	553,888

		水道料	36,147
		維持補修費	200,970
		医薬材料費	0
		通信運搬費	35,571
		手数料	0
		業務委託料	1,709,383
		定期清掃委託料	154,000
		日常清掃委託料	186,180
		夜間管理業務	1,335,103
		消防設備保守点検	26,400
		防火対象物点検	7,700
		使用料	60,273
		賃借料	58,552
		備品購入費	0
合計	2,719,068	合計	2,688,808

収支差引 30,260 円

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市勤労者体育センターの管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

(ア) 災害時における施設利用の協力等に関する協定の締結について

本施設は災害時の指定避難所に指定されているため、募集要項中仕様書において「災害時における施設利用の協力等に関する協定書」を市との間で締結することが、指定管理者に対し求められている。そこで、当該協定の締結状況を確認したところ、基本協定書第17条の2第1項において「避難所等として使用及びその他の災害対応について、委任者からの要請に応じ協力する」という、抽象的な定めが置かれているにとどまり、具体的な取扱いは定められていなかった。

当該協定を、予め市と指定管理者とで締結しておくことの意義は、災害発生という緊急の事態において市及び指定管理者とが迅速かつ適切に対応することに資することに加え、かかる事態における指定管理者の負担を予め明らかにしておくことにあるものと解されるところ、かかる協定が締結されなければ、当然その意義は達成されない。

また、仕様書において、明文をもって指定管理者に義務付けられた協定の

締結が未だなされていない状況は、指定管理者はもとより市所管課において、注意義務に反するものと言わざるを得ない。よって、事務処理が適正を欠くと認められる。

(イ) 条例の定めに基づく減免について

実績報告書において、本施設における利用料金のうち一部につき減免の実績が認められる。もっとも、当該減免についての条例等の定めを確認すると、「規則で定める特別な理由があるとき」(条例第8条)とある一方で、規則においてかかる「特別な理由」が定められているものとは認められなかった。そこで、指定管理者において前掲の減免を行った事由及びその根拠について確認したところ、減免の事由は、いわゆる公用に相当する場合であり、その根拠は、「市の内規」との回答を得た。

本施設の利用に関する使用料の減免について、条例が「規則で定める特別な理由があるとき」としている以上、規則以外の定めを根拠としては、適法に減免をすることはできない。よって、事務処理が適正を欠くと認められる。

以上の2点について、措置状況の報告を求めるので、是正又は改善のための措置を検討していただきたい。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

5 環境整備・いすゞビルメンテナンス共同企業体(栃木市大平勤労青少年ホーム)

(1) 団体概要

3(1)と同じ。

(2) 令和5年度の収支状況

ア 指定管理業務

(単位:円)

収入		支出	
項目区分	決算額	項目区分	決算額
指定管理料	12,647,000	人件費	7,056,988
事業収入	0	職員基本給	6,083,037
その他収入	0	法定福利費	889,951
		退職給付費用	84,000
		事務経費	3,952,625
		報償費	1,733,900
		旅費	16,376
		消耗品費	254,462

		光熱水費	1,124,860
		維持補修費	201,834
		医薬材料費	0
		通信運搬費	53,515
		手数料	134,300
		業務委託料	92,146
		使用料	171,099
		賃借料	12,408
		備品購入費	97,125
		負担金	20,000
		租税公課	4,000
		保険料	36,600
		イベント開催費	286,113
		消耗品費	136,113
		賃借料	150,000
合計	12,647,000	合計	11,295,726

収支差引 1,351,274 円

イ 自主事業

(単位:円)

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
イベント収入	0	人件費	3,680
物販収入	1,200	物販経費	2,161
		仕入れ	1,166
		物販運営経費	995
		イベント・講座経費	0
		講師料	0
		景品代	0
合計	1,200	合計	5,841

収支差引 △4,641 円

(3) 監査結果

ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市大平勤労青少年ホームの管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

イ 指摘事項

(ア) 緊急連絡網の整備について

危機管理体制の状況確認のため、緊急時用の連絡網の提出を求めたところ、

連絡体系のうち「栃木市所管」の部分には、商工振興課の電話番号が記載されているにとどまり、連絡に係る個別の情報（課長等の職員名及び個別の電話番号等）は記載されていなかった。

危機管理体制としての緊急時の連絡網は、誰が対応しても、迅速かつ遺漏なく情報が伝達できるよう確立されている必要がある。具体的には、連絡の対象及び電話番号等が個別に明示されていること及び書面化等により情報が共有されていること、が必要であるところ、本件においては、「栃木市役所所管」の部分については、個別の情報が明示されておらず、瑕疵となっている。よって、事務処理が適切を欠くと認められる。

(イ) 損害賠償保険契約書等の写しの市所管課への提出について

3 (3)イと同じ。

以上の2点について、措置状況の報告を求めるので、是正又は改善のための措置を検討していただきたい。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、いわゆる「利用登録料」の取扱いについて、適切に対応するよう指定管理者に指導した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。